

令和 3 年度
朝霞市行政評価
(外部評価)
結果報告書

令和 3 年 8 月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	4
5	評価	9

参考資料

I	朝霞市外部評価委員会条例	2 1
II	委員名簿	2 2
III	審議経過	2 2

1 外部評価の概要

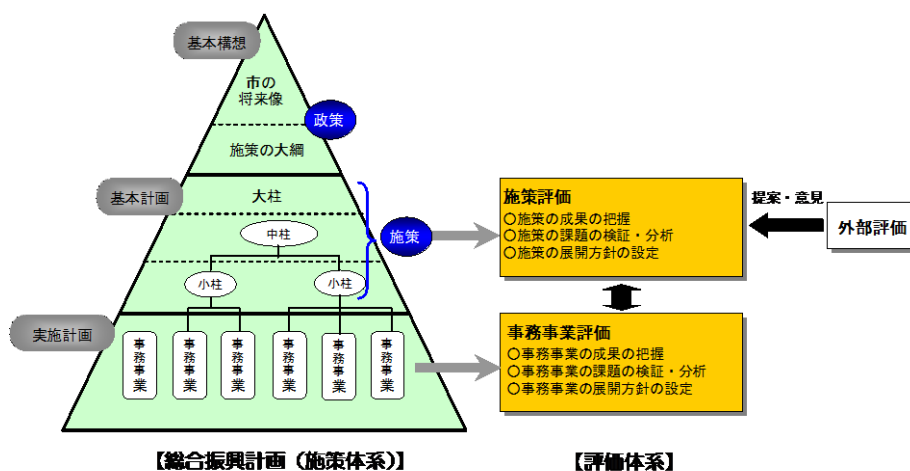
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

①評価対象

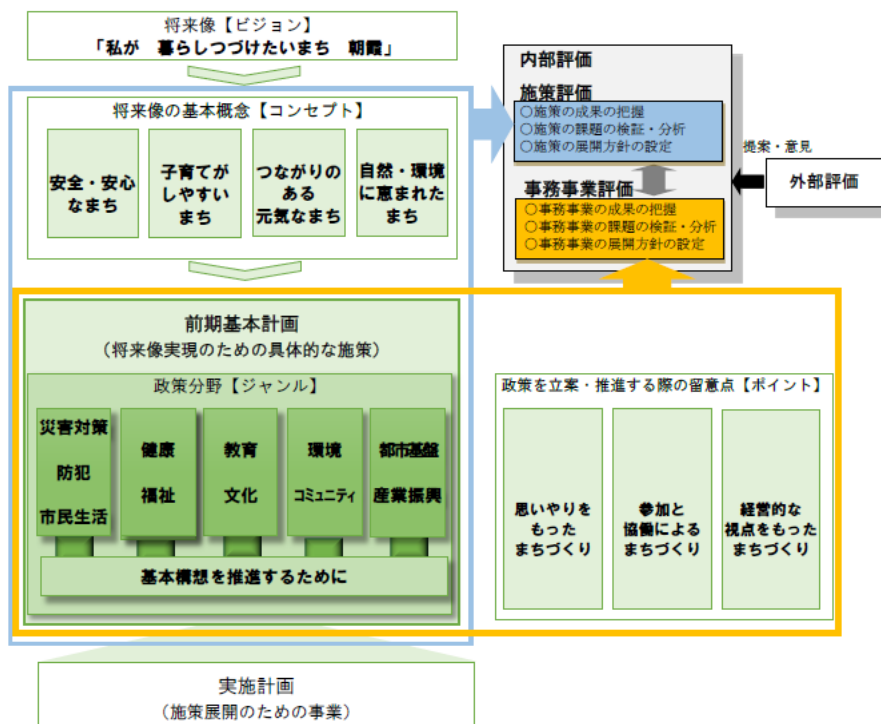
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画前期基本計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



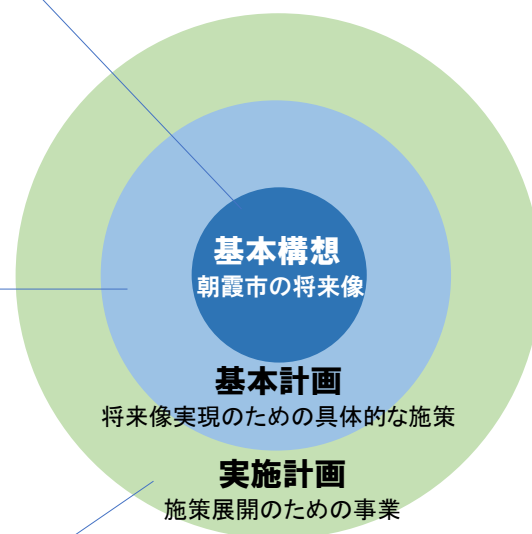
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

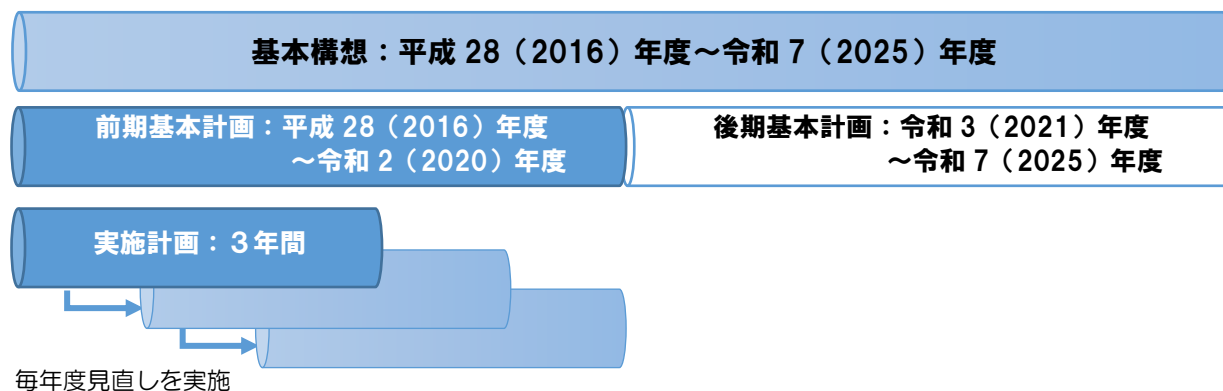
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。
前期：平成 28（2016）年度から
令和 2（2020）年度まで
後期：令和 3（2021）年度から
令和 7（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

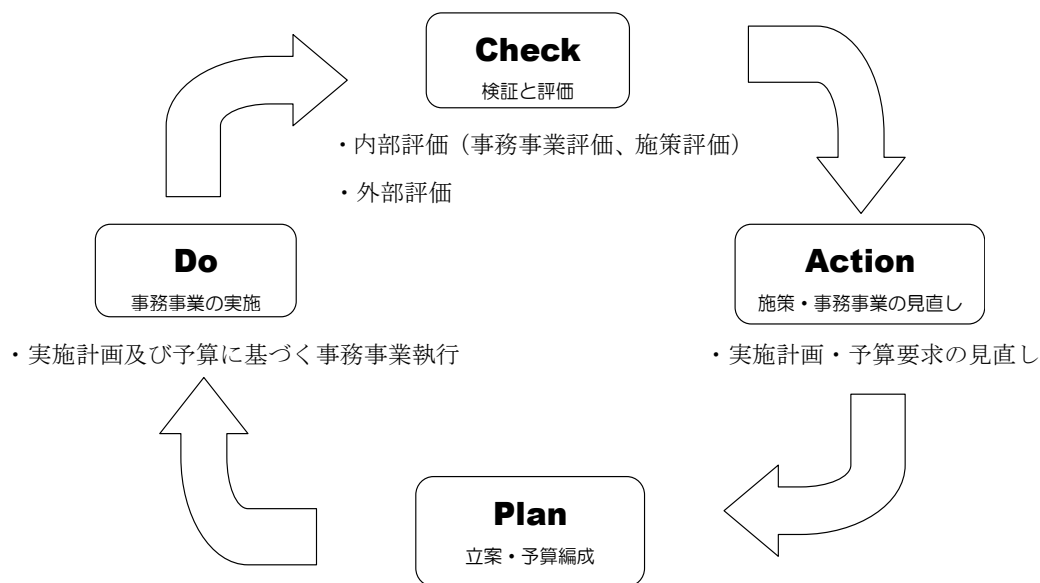


※第5次朝霞市総合計画 P. 3 より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたPDCAサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。

朝霞市の行政評価制度（PDCAサイクル）



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、市民公募委員の合計10人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

●将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり (521)
		まちの骨格となる道路づくり (522)
		特性に応じた市街地づくり (541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	まちの骨格となる道路づくり (522)
		良好な交通環境づくり (523)
		全ての人にやさしいまちづくり (552)
◆ 2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり (522)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	まちの骨格となる緑づくり (531)
		公共下水道の整備 (543)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	まちの骨格となる緑づくり (531)
		上水道の整備・充実 (542)
		公共下水道の整備 (543)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営 (654)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	防災対策の推進 (111)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防災対策の推進 (111)
		地域防災力の強化 (112)
		防犯のまちづくりの推進 (121)
		消費者の自立支援の充実 (122)
		良好な交通環境づくり (523)
		まちの骨格となる緑づくり (531)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	消防体制の充実 (113)
		防犯のまちづくりの推進 (121)
		良好な交通環境づくり (523)
		問題解決に向けた支援体制の充実 (622)

7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	子どもたちが健やかに育つ環境づくり (212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり (213)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援 (221)
		自立のためのサービスの確立 (222)
		安全・安心な生活ができる環境の整備 (223)
		共生社会の実現 (231)
		地域における自立生活支援 (232)
		自立した社会生活・就労支援 (233)
		地域福祉の推進 (241)
		全ての人にやさしいまちづくり (552)
		男女平等が実感できる生活の実現 (612)
		人権教育・啓発活動 (621)
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立 (222)
		社会保障制度の運営 (242)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育と保育の充実(211)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
◆ 2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		人権教育・啓発活動(621)
4	障害のある人となない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)

●将来像の基本概念（コンセプト）
つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	生涯学習活動の推進(321)
		学習しやすい環境整備の充実 公民館(322)・図書館(323)・博物館(324)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		スポーツ施設の整備充実(332)
		芸術文化の振興(342)
		男女平等の意識づくり(611)
		人権教育・啓発活動(621)
3	NPOなど市民活動団体への支援	市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(642)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	人権教育・啓発活動(621)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)
◆ 2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安心・安全な生活ができる環境の整備(223)
		地域における自立生活支援(232)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
3	健康づくりの取組の充実	健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商工業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	産業育成のための連携強化(561)
		起業・創業の支援(562)
		中小企業の経営基盤の強化(572)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	勤労者支援の充実(581)
		雇用の促進(582)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）(512)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
3	地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出	まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(573)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(414)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	循環型社会の推進(412)
		低炭素社会の推進(413)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆ 2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・セールス朝霞ブランドの育成(591)
		シティ・プロモーションの展開(592)

●「基本構想を推進するために」

市民参画・協働、行財政

大柱		施策（総合計画コード）
1	市民参画・協働	参画と協働の仕組みの検討(641)
		市民参画と協働の推進(642)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(643)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(652)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(653)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(655)
		機能的な組織づくりと人材育成(656)

5 評価

上記の施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、本委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画 P. 35 より抜粋

◆ 人にやさしいまちへ

- ・ コロナ禍におけるウォーキングへの関心の高まりもあり、優しさに配慮した歩道の需要が増している。歩道の整備に関しては費用の問題があることは承知しているが、ソフト面での取組にも期待したい。また、取組内容について、広く周知してほしい。
- ・ 県道について、県道朝霞蔵線の歩道の整備率が、62.6パーセントと進捗率が芳しくない。特に駅から市役所を通り川越街道まで続くバス通りが整備されておらず、高齢者やベビーカーを押している方の安全を危惧している。また、県道旧川越街道について、周辺市に比べて整備が遅れているように見受けられる。今後の県に対する要望のアプローチを少し変えていくよう工夫してほしい。
- ・ 都市計画道路の整備率が低い。計画を立てて取り組んでいることは承知しているが、道路の整備に関して市民満足度をいかに上げられるかを考えていただきたい。市民に理解し満足していただく情報の伝え方などにも工夫の余地があるのではないか。
- ・ 駅から市役所までの通り（通称市役所通り）について、歩道がなく、側溝の蓋の上を歩いている。道路幅の拡張は難しいと思うが、側溝の蓋それ自体を歩行者が歩きやすいよう変えてはどうか。また、市役所通りに並行して二つの道路が走っているため、ここを歩行者専用の道路に変え、歩行者を誘導するような仕組みづくりをしてはどうか。新しい道路のほうは、道幅が広いので、ベビーカーの方にも比較的安全であろうし、また古い道路の方は、商店もあり、比較的交通量が少ないため、両方うまく活用すれば、問題がある程度緩和する。
- ・ 市が計画している「人中心の道路」について、今後「人にやさしいまち」「安全なまち」を作るために重要だと思うので、力を入れていただくよう期待している。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・「阪神淡路大震災」では、火災の被害が目立ち、その原因の5割は、電気復旧時の通電火災であった。市民の命、財産を守る為、減災の為にも、感震ブレーカー各種の周知活動、促進、推進が必要である。内閣府でも普及の取組をしている。自ら進んで、先進市となるよう取り組むべきである。
- ・学校や保育園等、様々な場所が避難所になり、総収容人数が1万2,670人になっている。実際に現在の想定で、感染症対策を考え、密にならない配慮をして、避難対象地区の全ての人を完全に収容できるのか検討が必要である。
- ・災害時に、回線の停止や、アクセスの集中など、情報が得られない懸念がある。市は対策をしているとのことだが、通信容量が足りるのかという問題もある。また、電池切れ対策として、充電設備も充足してほしい。
- ・配付された防災ラジオが今後使えなくなるため、対策をしてほしい。
- ・市民目線で防災関係で何か異常を発見したときに市に通報できるような簡単なシステムがあれば、大きな災害を未然に防げるのではないか。
- ・防災・防犯について、様々な情報が提供されているが、高齢者の方の中には情報機器の扱いが不得意な方もいる。そういった情報化社会、デジタル社会で取り残されていく高齢者に対して、対策をしてほしい。
- ・ハザードマップの改訂をしたそうだが、近年の局地的な豪雨等による新しいパターンの災害も視野に入れたハザードマップの作成や対策をしてほしい。

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・ 障害のある人となない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

外部評価委員会からの所見

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 保育園の定員に空きがある場合でも、年齢別の空き状況と、子どもの年齢がマッチしなければ入園ができないという問題がある。年齢別の定員数を見直す等、待機児童の需給関係の変化に応じて弾力的に対応していただきたい。
- ・ 朝霞市は子育て世帯の転入が増加しているため、想定している人口増加に保育施設の整備計画が追いつくよう引き続き留意して取り組んでいただきたい。

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 教科等の指導員を、昨年度はコロナ禍で任命できなかったとのことだが、高い専門性を持った教員を他校へ派遣して専門領域の指導方法を広めるよい機会であるので、感染対策に留意しながら再開できるようにしていただきたい。
- ・ 新型コロナウイルスによる一斉休校が児童生徒の学習や心理面に与えた影響について検証していただきたい。遅れていた分の学習内容は全て履修をし、また不登校の児童生徒についても今年度は0名とのことだが、それだけでは心理面に与えた影響については測れない。特に、入学後間もなく、環境が変わったばかりの児童生徒については手厚くフォローする必要がある。文科省や民間などの同様の調査を参考にし、朝霞市独自でも調査検証していただきたい。
- ・ G I G Aスクール構想に係るタブレット端末を全児童生徒に配布し、教員への導入研修を行ったとのことだが、G I G Aスクールについては、足元で起きている歴史的な変化であり、各学校で教員を育成するだけでは時代の変化に対応しきれない。ある程度の技能を持った指導教員をリーダーとして最低でも各小中学校に1名は委嘱してほしい。朝霞市の将来を担う人材を育てることを考え、20年後30年後の社会を展望し、外の意見を取り入れるよう心掛けていただきたい。
- ・ 臨床心理士等の専門資格をもったスクールカウンセラーが小中学校に派遣されているが、カウンセラーへの相談のニーズは高く、現在の職員数で足りているか懸念される。市独自の相談員なども活用し、相談体制の充実を図っていただきたい。

将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていく必要があります。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画 P. 37 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ つながりのあるまちへ

- ・地域での人の結びつきが弱くなり、町内会、自治会への加入率も低下している。自治体職員の方が地域に入っていく、地域で起きている変化を肌身で感じ、市民と協働でこの課題を解決する仕組みを考えていただきたい。例えば、平日の日中に仕事がある方は自治会に参加しにくいので、土日や夜間等を開催するなどの対策が考えられる。課題解決のための情報提供や積極的な活動支援をお願いしたい。
- ・デジタル社会は時代に即したリテラシー（読み書き、表現の能力）を要求しているが、高齢者などデジタル社会に取り残されている方々もいる。今後デジタル化は社会のあらゆる分野で進むため、学校教育に限らず、生涯に渡り地域社会として学習をサポートすることが生涯学習の1つのテーマでもある。この大きな社会変化に対応できるよう将来を見据えて生涯学習に取り組んでいただきたい。
- ・朝霞市は、今年度から図書館のデジタル化に踏み切るとのことだが、是非成果が上がるようお願いしたい。
- ・市のホームページは多言語で読めるようになっているが、ごみの分別方法などの情報が、まだ外国人市民に行き渡っていない様子が見受けられる。ホームページの文字情報だけでなく、支援団体などから直接口頭で外国人市民の方々に伝えていただくなど、より分かりやすい情報提供を行っていただきたい。

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の地域活動や社会参加の支援は様々あるが、対象者に周知がされるようにしていただきたい。
- ・朝霞駅と北朝霞駅周辺で地域のにぎわいに差があるため、北朝霞駅周辺の商店街の支援に力を入れ、地域の経済振興と、市民の買い物ニーズに応えるようにしていただきたい。
- ・市独自の補助金、支援金、給付金などについて、広報あさかに一度は掲載されるが、情報が届いていない市民もいるため、もっと積極的にPRして欲しい。例えば、市職員が自治会町内会連合会等どこかの会合に行くときには、それぞれのニーズにマッチした支援制度について案内していただきたい。
- ・行政が地域経済の振興に取り組む際には、単に経済効果を追求するのではなく、地域社会を作り上げるという観点を重視していただきたい。大規模商業施設を誘致するだけでは、地域は元気にならない。地域の小規模事業者を育てることは、地域社会の安全にもつながる。

将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画 P. 38 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・近年市内の雑木林が伐採されており、緑のまち朝霞が損なわれることを危惧している。保護地区、保護樹木の指定や、基地跡地の利用等、引き続き市内に残されている貴重な緑の保全と市民生活向上のための有効活用をお願いしたい。
- ・緑づくりは市の戦略的な要素であるため、担当課を超え、市役所全体のコンセンサスを得て、協力して取り組んでいただきたい。
- ・市指定文化財である広沢の池や湧水代官水のほか、市内には多くの湧水があり、緑と水のきれいなまちとしての評価が高い。規模の大小にかかわらず、湧水の管理と、湧水池のある公園を造る等の有効活用を行っていただきたい。
- ・市ではブロック塀の撤去及び生け垣設置の補助金を助成しているが、生け垣の設置件数が伸び悩んでいる。生け垣は維持費の負担が重く、設置の際の補助金だけでは導入が進まないという現状がある。緑のまちづくりのために、税額の軽減等に踏み込んで施策の検討に取り組んでいただきたい。
- ・アダプト制度の導入等、市民の手で沿線の道路に植栽をしたり、商店街のプランターに花を植える等、市民や商店街と協働で緑を増やす取組みを進めていただきたい。
- ・気候変動を起因とした災害が生活を脅かしており、低炭素の取組は重要性を増している。今後は、市として、低炭素を超え、脱炭素を目指すよう将来を見据えた計画を立てていただきたい。
- ・生ごみの堆肥化を促進する取組を進めていただきたい。市が家庭の生ごみを回収し堆肥化する事業については、家が密集している朝霞市では臭い等の課題があることは理解しているが、今後、朝霞和光資源循環組合によりごみ処理の広域化も進む中で、様々な手法で堆肥化を促進する取組が検討されることを期待している。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・令和2年度においては、コロナの影響を受け、実施できなかった文化事業も多く見受けられた。現在もコロナの影響は続いており、文化活動が制限されるのは残念であるが、県境をまたぐ移動が制限される中、身近な文化施設に行く機会も増えると思う。施設を予約制にするなど工夫し、厳しい環境のなかでも引き続き御努力をお願いしたい。
- ・朝霞市文化協会などの市内の芸術文化の代表的な団体や、生涯学習ボランティアバンクに登録されている方々と連携し、ぜひ文化活動が活性化するよう取組を進めてほしい。
- ・行政がもう一步地域の中に入っていき、地域にどのような方が住み、どのような活動をされているか実態を把握する必要がある。地域に住んでいる方々は地域の資源である。様々な専門知識、技能を持ったその道のプロが住んでいるので、地域の文化活用を進めていく上で協力を得ながら事業を進めてほしい。

基本構想を推進するために

市民参画・協働

- (1) 参画と協働の仕組みの検討
- (2) 市民参画と協働の推進
- (3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

行財政

- (1) 総合計画の推進
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- (3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (4) 公共施設の効果的・効果的な管理運営
- (5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (6) 機能的な組織づくりと人材育成

◆ 市民参画・協働

- ・自治基本条例の制定を急ぐより、自治基本条例の意義、主旨を理解し、協働に重きを置いた活動を行うことが大切である。まちづくりについて、市民がまちをつくる主体であるということを意識するよう市民に働きかけを行い、実質的な意味で協働を進めていただきたい。
- ・市民活動支援ステーションが朝霞駅前にしかないため、朝霞台駅を利用している人に対しても市民活動の情報が得られる場を提供していただきたい。
- ・コロナ禍で延期となったSDG sの市民向け、職員向け研修を開催していただきたい。
- ・高齢者がデジタル情報を収集できず、また発信することも難しい現状がある。広報紙などのアナログな方法を併用してフォローするだけでは、災害等の緊急事態には対応できない。そのため、高齢者自身がデジタル化に対応できるようにする支援が必要である。
- ・高齢人口の増加以上に、高齢人口に占める単身世帯の割合の増加が問題である。こうした社会の変化に対応するため、地域包括ケアシステム等、地域の中で高齢者を支える仕組み作り、支え手の育成を行っていただきたい。また単身の高齢世帯にどのように地域の中に参加していただくか、検討していただきたい。
- ・防災無線が形骸化しており、台風が接近していても、夕焼け放送（子どもに帰宅を促す夕方の定例放送）が流れている。状況に応じて注意喚起をする放送を流していただきたい。

◆ 行財政

- ・人口問題を議論する”まち・ひと・しごと創生総合戦略”の審議会において、朝霞市は人口が増えているが、生産年齢人口の割合は減っていく見込みであることが分かっている。この課題を解決するためには、現在お住まいの方にとずっと住み続けていただく方策を考える必要がある。次年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議会と、外部評価委員会を統合予定とのことであるため、具体的な方策について十分に議論していただきたい。
- ・市税を効率的に活用していくため、コスト意識と経営感覚を持って公務に当たっていただきたい。また、税がどのように効率的に運用されているのか、市民へ分かりやすく広報をする必要がある。
- ・シティ・プロモーション課のLINEサービスについて、コロナ感染者情報等、丁寧な情報提供をしていただいている。今後も期待している。
- ・昨年度は、新型コロナウイルス感染症に対する市独自の支援策に多く取り組んでおり、苦慮されたことと思うが、引き続き、人、モノ、財源をどう確保して、どう活用するか原点に戻り、継続した対策をしていただきたい。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が実施する行政評価の透明性及び客観性を確保するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施した施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委 員	大橋 正好	市議会議員
委 員	小池 貴訓	市議会議員
副会長	長谷川 清	知識経験者
会 長	花輪 宗命	知識経験者
委 員	薮塚 耕二	知識経験者
委 員	山中 健一	知識経験者
委 員	井口 友子	公募市民
委 員	陶山 宣明	公募市民
委 員	野中 順子	公募市民
委 員	船田 美華	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	場 所	概 要
第1回 令和3年5月25日	市役所別館2階 全員協議会室	・外部評価「安全・安心なまち」
第2回 令和3年7月9日	朝霞市民会館（ゆめばれす） 会議室（梅）	・外部評価「子育てがしやすいまち」 ・外部評価「つながりのある元気なまち」
第3回 令和3年7月26日	市役所別館2階 全員協議会室	・外部評価「自然・環境に恵まれたまち」 ・外部評価「基本構想を推進するために」